

平成 31 年 4 月 9 日
庁 議 資 料

狛江市児童発達支援センター 事業計画（案）

平成 31 年 月
狛 江 市

目 次

1	狛江市児童発達支援センター事業計画策定の目的	1
2	管理運営に関する基本的な考え方	2
	(1) 運営主体等	
	(2) 委託契約期間	
	(3) 開館時間及び休館日（想定）	
	(4) 利用対象者	
	(5) センターの場所	
	(6) 狛江市児童発達支援センター運営協議会の開催	
	(7) 実施状況のモニタリング・評価	
3	事業実施の基本的な考え方	4
4	具体的な事業内容	7
	(1) 事業体系図及び職員配置	
	(2) 事業内容	
5	センターの利用の流れ及び療育方針等の決定	16
	(1) センターの利用の流れ	
	(2) 療育方針等の決定	
6	開設までのスケジュール	17

1 狛江市児童発達支援センター事業計画策定の目的

「狛江市公共施設整備計画（平成 28 年度ローリング版）」に（仮称）狛江市子育て・教育支援複合施設（以下「複合施設」という。）の整備が示されたことを受け、平成 30 年 3 月に「（仮称）子育て・教育支援複合施設整備全体構想（以下「全体構想」という。）」が策定されました。全体構想では、複合施設において、子ども家庭支援センター、児童発達支援センターと教育支援センターが「きづく」「よりそう」「ささえる」「つなぐ」の 4 つの視点から連携し、子どもの育ちや発達を切れ目なく支える等の施設運営の基本的な考え方が示されています。

児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、児童福祉法第 43 条に規定される施設で、発達に遅れのある又は障がいのある子どもを通所させて、「日常生活における基本的動作の指導、必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練」などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう、家族への支援を行います。さらに、地域における中核的な支援機関として、障がい児を支援する機関との連携づくりや援助、助言など地域支援を行います。

子どもの発達に不安を感じている保護者が、切れ目のない支援のもと、将来の見通しが立てられ、安心して子育てができることがセンターの重要な役割と考えられます。

全体構想と並行して策定した児童発達支援センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）では、まずは家族（保護者）の思いに寄り添い、関係機関が連携をしながら適切な支援を行い、地域の子どものひとりとして、育ちを応援していけるような施設を目指すため、次のとおり、基本理念とそれに基づくセンターに必要な機能を 6 つ定めています。

- 基本理念 -

地域の中で切れ目なく寄り添い 支え すこやかに育む 児童発達支援センター

- 必要な機能 -

機能 1：つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設

機能 2：早期療育と療育の場の充実

機能 3：保育園・幼稚園への支援

機能 4：切れ目のない一貫した療育に向けた連携

機能 5：家族への支援と地域との連携

機能 6：支援の質の向上への取り組み

この狛江市児童発達支援センター事業計画（以下「事業計画」という。）は、全体構想等との整合性を図りながら、基本構想で掲げた基本理念や必要な機能を具体化するため、センターの管理運営方法や実施事業等の基本的な内容を定めるものです。あくまでもこの事業計画はセンター開設段階の計画であり、今後の社会情勢の変化や利用者のニーズ等に対応できるよう、事業内容や定員等については可能な範囲で見直しを図る等、柔軟に対応していくものとします。

2 管理運営に関する基本的な考え方

センターの管理運営に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 運営主体等

▽施設管理は複合施設全体で市が行います。

センターの管理は、全体構想でも示されたとおり、複合施設全体を統括管理する市職員を配置することで、効率的な施設管理を行うこととします。

▽センターの運営は、市が主体となり、社会福祉法人等に事業委託することにより実施します。

発達に遅れやかたよりのある子どもを持つ保護者は、子どもの特性を受け入れられないことも多く、必要な支援につながりにくい側面があります。こうした保護者の気持ちに寄り添い、相談から専門的な支援につなげていくためには多くの経験と高度なスキルが必要となります。また、センターは、地域の発達支援や療育に関する保健・子育て・教育・福祉等の関係機関の中核機関として、基幹的な役割が求められるとともに、情報発信や地域への理解普及啓発の役割も求められていることから、専門的な知識と経験のある法人への委託が効果的であるといえます。

また、子どもとその家庭のあらゆる相談を受ける子ども家庭支援センターでは、子ども家庭支援センター整備基本構想にもあるとおり、総合相談窓口としての機能を充実させる取組みを行う予定となっています。こうした取組みにあわせて、専門的な支援につなげていくためには、子ども家庭支援センターとの十分な連携が必要となります。社会福祉法人等への事業委託を検討するにあたっては、発達支援における経験、専門的な知識・スキルの蓄積のほか、複合施設内の連携も十分に考慮していく必要があります。

(2) 委託契約期間

センターでは、相談者が安心して相談できる体制づくりが必要です。また、地域の発達支援や療育に関する中核機関として、民間事業所も含めた関係機関との信頼関係を構築し、地域全体で発達支援を行っていく必要があります。そのためには、職員の継続的・計画的な育成により、地域における「療育」をはじめとした発達支援の統一

的・専門的なスキルを向上させるなど一定の質を確保したうえでの安定した事業運営が求められることから、安定稼働後は債務負担行為又は条例に基づく長期継続契約を締結するものとします。

(3) 開館時間及び休館日（想定）

センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとします。

階	施設名	曜日等				
		開館時間・休館日				
		月曜日から金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末年始
3	教育支援センター					休館
2	児童発達支援センター	9:00～18:00※3	休館	休館	休館	
1	子ども家庭支援センター	9:00～18:00		休館	休館	
	子育てひろば	9:00～17:00		休館	休館	
	相談	9:00～18:00※1		休館	休館	
	ファミリー・サポート・センター	10:00～18:00※2		休館	休館	
	総合的な窓口					

※1 相談受付は、午後5時まで。

※2 ファミリー・サポート・センターは月曜日休館

※3 通園事業は午後5時まで。

(4) 利用対象者

センターを利用できる方は、市内に居住し、発達等に関して支援が必要な18歳未満の子どもとその家庭及び支援に関する活動を行っている団体、個人等を基本とします。

(5) センターの場所

次の場所に複合施設を整備し、複合施設の2階にセンターを創設します。

住所：狛江市元和泉1-11-11

(6) 狛江市児童発達支援センター運営協議会の開催

センターの事業運営に利用者や地域住民の意見を反映させるとともに、その運営を円滑に行うための組織として運営協議会を設置します。運営協議会では各事業の振り返りや今後の運営等について協議します。

(7) 実施状況のモニタリング・評価

センターの運営状況を把握し良好な運営を確保するため、次の方法等により実施状況のモニタリング・評価を行い、必要に応じて事業者に改善等必要な指示を行います。

ア 業務報告

月ごとに事業実施の状況について報告書等を作成し、市へ提出します。

イ 利用者アンケート等

アンケート等により、利用者の意見や要望等を聴取し、その内容と業務改善等への反映状況を市へ報告します。

ウ 実施状況の自己評価

センターの管理運営状況について自己評価を行い、市へ提出します。市は提出された自己評価に基づき、事業運営状況について総括的な評価を行います。

エ 第三者評価

利用者でも事業者でもない公正・中立的な立場の専門家等による評価を行い、その評価結果を公表することで、センター事業の改善等につなげるものとします。

3 事業実施の基本的な考え方

▽相談・支援につながりやすい体制づくりを目指します。

発達に遅れやかたよりのある子どもを持つ保護者は、その特性にとまどい、受け入れることが難しいことも多く、支援につながりにくい側面があります。そのような家族のとまどいを軽減し支援につながりやすくするため、児童福祉法に規定する児童発達支援事業（以下「法内事業」という。）以外の事業（以下「法外事業」という。）を実施し、障がい福祉サービス受給者証を持たない子どもが利用できるよう事業を実施します。

また、発達の特性など個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、1対1の個別訓練を実施します。

▽利用しやすいセンターを目指します。

発達に遅れやかたよりのある子どもを持つ家族は、その特性を受容するまでに大きな不安や悩みを抱えていると考えられることから、家族にとって、周囲の目を少しでも気にすることなく、敷居の低いセンターに感じられるよう名称並びに愛称を検討します。

▽一貫した切れ目のない支援を目指します。

現状の「ばる」利用者のうち、家族が保育園・幼稚園を優先することで継続した支援が難しくなる場合があります。法内事業である児童発達支援事業（通所事業）においては、保育園・幼稚園等にも通いながら、支援を受けることができる「並行通所クラス」を設置します。また「週5日通所クラス」を設置し、発達の状態に応じた適切な療育を実施するとともに、「療育相談」をセンターに移行し、引き続き健康推進課で実施する

乳幼児健康診査や発達健診等からつなげる仕組みを継続します。法外事業から法内事業である「並行通所クラス」や「週5日通所クラス」等への流れをつくることによりセンター内で切れ目のない支援を行います。

さらに、保育園・幼稚園等にのみ在籍している集団が苦手な子ども等に対して、子どもの特性に合わせた支援等を行う保育所等訪問支援を実施します。

就学後は学校の中ではじめて集団を経験する子どももいます。また、これまで保育園・幼稚園等に通園できていた子どもが、就学を機に、学校での集団生活になじめず、不登校や将来的な引きこもりにつながることもあります。こうした子どもたちがコミュニケーションを図り、社会的なスキルを身につけられるようソーシャルスキルトレーニング等を実施します。

▽地域の「療育力」の向上を目指します。

センターは、地域療育の基幹センターであることを踏まえ、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業者をはじめとした支援機関等からの相談を受け、必要な助言、情報提供、研修等を行ない、地域療育の質の向上を図ります。

また、地域の発達障がいをはじめとする障がい（以下「発達障がい等」という。）に関する理解が十分ではないため、家族が心理的な負担を感じたり、とまどうことも少なくありません。地域全体で発達障がい等に対する理解を深めるための地域支援事業を実施します。

センター利用を促進し、発達支援の拠点としての機能を発揮するには、その役割や活動について地域の方の理解を得ることが必要です。児童発達支援センターでは、複合施設に総合相談窓口を設けるとともに、敷居の低い総合的な相談窓口であることを広報やインターネットのほか、様々な機会を通じて周知します。

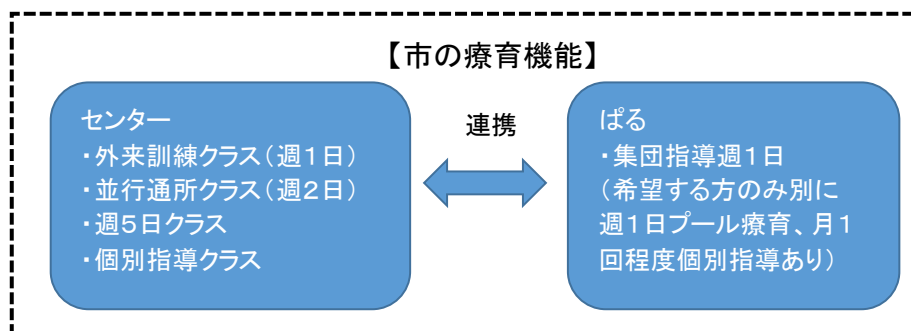
▽「ばる」は現状の体制を継続します。

市の地域療育を担ってきた「ばる」は、これまでの質の高い療育の実施や地域の療育を担う中核としての役割等から当面現状の体制のまま継続し、センター創設後も「ばる」はセンターと一体で地域療育を担っていきます。0歳から3歳までのお子さんは保護者とともに療育を行い、親子の関わりの中で基本的な信頼関係を構築し、基本的な生活習慣の自立を目指すとともに、4・5歳では親子分離によるプログラムで自分への自信が持てるよう促します。こうした集団療育の中で、子どもの発達状況に変化が見られた場合には、センターで実施する並行通所クラスや週5日クラスへ移行させる等、より子どもの状態に適した療育を行います。センターを利用すべきか「ばる」を利用すべきか、またセンターであればどの程度の療育が適切か等については、個々の必要性や必要量を判断する（仮称）サービスコーディネーターを配置し、センター長、児童発達支援管理責任者とともに、必要に応じて関係する専門職も加えて見立てを行います。

さらに、市として統一的・効果的な療育を実施するため、定期的にセンターと「ばる」との間で意見交換や合同研修を実施します。

安定稼働後のセンターや「ばる」の利用状況等を見ながら、「ばる」とのあり方について検討していくこととします。

◇センターと「ばる」の連携



▽センターの定員は見込量をもとに設定します。

現在市内では7箇所の児童発達支援事業所（以下「事業所」という。）がサービスを提供しており、市外を含めると平成29年度は144名の利用がありました。児童発達支援事業は年々利用者が増加しており、実績の推移や都内の状況等から考えると今後もさらに利用者が伸びると予想されます。

平成30年3月に策定した第1期障がい児福祉計画（以下「計画」という。）においては、児童発達支援センターが本格稼働する平成32年度に、169人、延べ7,656日の利用を見込んでおり、現状（平成29年度）の実績と比べて、25人、延べ1,042日分のサービス量の確保が必要となります。

また、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について2012年」（以下「調査結果」という。）によると、発達障害の可能性のある児童生徒の割合は全体の6.5%とされ、このうち行動面で著しい困難を示す子どもは全体の3.6%とされています。平成30年4月1日現在、市内の未就学児（0歳から5歳の児童）は4,180人であることから、センターの利用対象となる発達に困難を抱える市内の未就学児は、150人と推計されます。さらに0歳から5歳の愛の手帳を持つ児童は、平成29年度末時点で13人であることから、児童発達支援の必要見込み数は163名となります。

現在の市内の児童発達支援事業の状況を見ると、「ばる」が登録定員80人、その他の市内6事業所は一日定員10人で、合わせると140人となります。市外の事業所を利用されている方もいますが、市内の受け皿としては140人分となります。

計画上の必要見込量169人、そして調査結果から推計された必要見込量163人と、市

内の児童発達支援事業の確保量である 140 人とを比較すると、それぞれ 29 人又は 23 人不足していることとなります。その分をセンターで確保すれば、市内の児童発達支援事業の必要見込量を満たすことができます。さらに、諸室全体の広さや子ども一人あたりの療育が可能な面積等を踏まえて、センターの登録定員 53 人（外来訓練クラス 20 名、並行通所クラス 14 人、週 5 日クラス 7 人、個別指導クラス 12 人）と設定します。

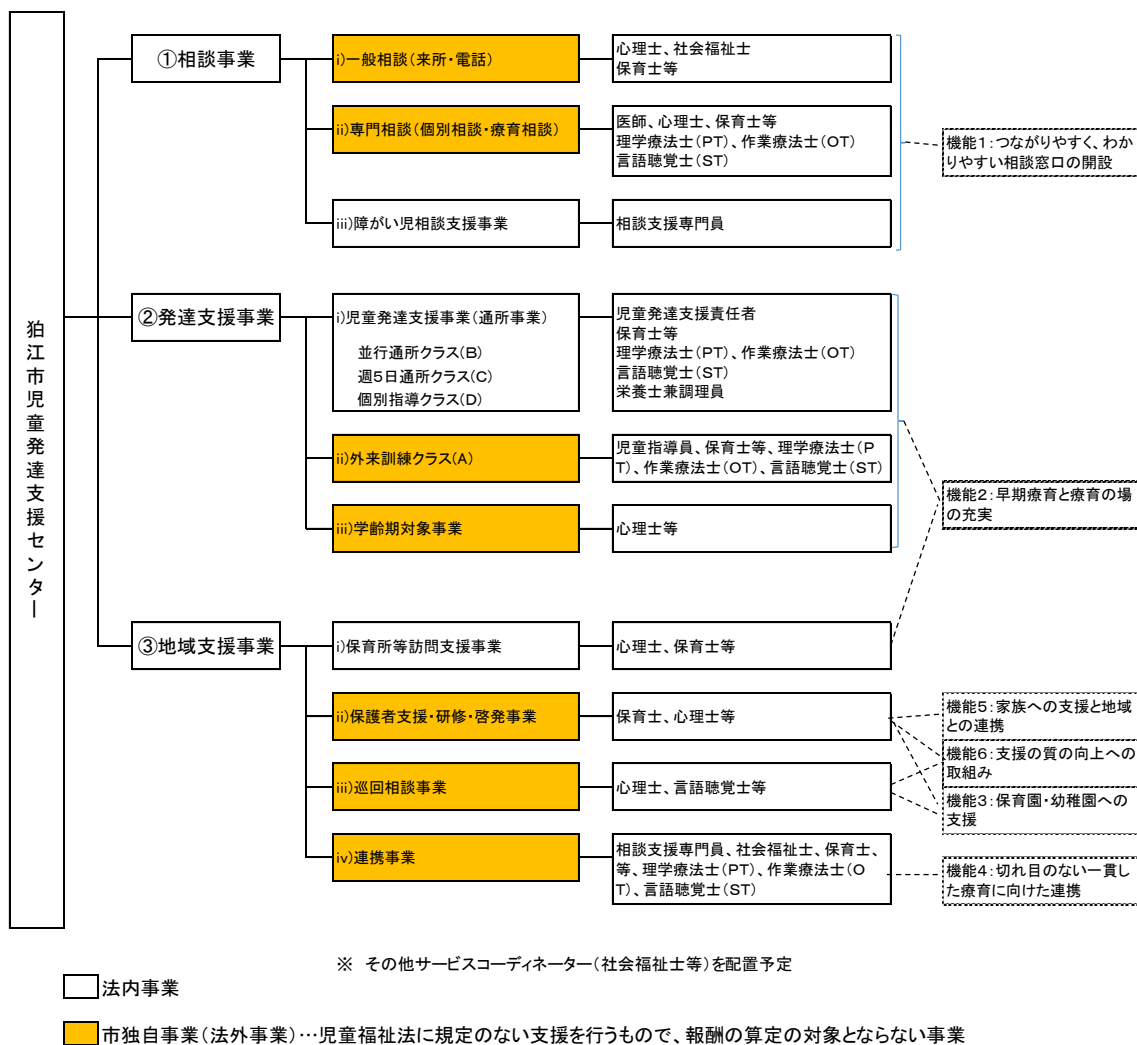
4 具体的な事業内容

(1) 事業体系図及び職員配置

センターで実施する事業は、基本構想で位置づけた必要な機能をもとに、以下のとおりとします。あわせて事業に必要な職員配置についても以下のとおり想定します。

※実施事業及び職員配置については、今後意思決定の過程や委託事業者との調整により変更することがあります。

◇事業体系図及び職員配置



(2) 事業内容

①相談事業

18 歳未満の子どもやその家族等を対象に、発達に関するあらゆる相談を受けます。センターには常時相談を受けられる職員を配置するとともに、必要に応じて自宅等を訪問し、子どもの発達に関する相談、必要に応じて専門職によるサポートやアドバイスをを行います。また、(仮称) サービスコーディネーターを配置し、個々の状況や相談内容等に応じた適切な支援につなげるとともに、必要に応じて継続的な支援を行います。

i) 一般相談 (来所・電話)

発達に関するあらゆる相談を来所や電話等により受け付けます。

ア 対象

18 歳未満の子どもとその家族等

イ 職員配置 (資格等)

心理士、保育士、社会福祉士等

ウ 実施日数

週 5 日

ii) 専門相談 (個別相談・療育相談)

発達に関する専門的な相談を専門職等により受け付けます。

・個別相談

こころ、ことば等について、各専門職等によるサポートやアドバイスをを行います。

・療育相談

医師等が相談を受け、必要に応じて療育の必要性等の見立てを行い、適切な支援につなげます。

ア 対象

発達等に関して専門的な支援が必要な 18 歳未満の子どもとその家族

イ 職員配置 (資格等)

専門相談…心理士、PT、OT、ST

療育相談…医師、心理士

ウ 実施日数

必要な回数を実施

iii) 障がい児相談支援事業

児童福祉法に基づく通所サービス（児童発達支援事業、放課後等デイサービス等）を利用するためには、障がい児支援利用計画案の作成を行う必要があります。障がい児相談支援事業では、サービスの利用等に関する相談を受けるとともに、障がい児支援利用計画案を作成し、必要なサービスの利用につなげる事業です。サービス利用開始後は、利用者の状況をモニタリングしながら、継続的な相談支援を行っていきます。また、障がい児相談支援事業等と連携し、セルフプランの方の事業所作成への移行を支援していきます。

ア 対象

発達等に支援が必要な18歳未満の児童とその家族

イ 職員配置（資格等）

相談支援専門員

ウ 実施日数

週5日の中で必要に応じて実施

②発達支援事業

発達支援事業では、子どもの状況やニーズ等に合わせて「外来訓練クラス」、「週5日通所クラス」、「並行通所クラス」「個別指導クラス」の4つのクラスを設けます。

未受診、診断を受けていない子どもや、その家族が子どもの特性を受容できていないことで支援につながりにくい状況が考えられることから、「外来訓練クラス」を実施し支援につながりやすくします。また、子どもの発達状況に応じて必要な療育を実施できるよう「週5日通所クラス」及び「個別指導クラス」を実施するとともに、保育園や幼稚園等を通いながら必要な療育を受けられるよう「並行通所クラス」を実施します。

i) 児童発達支援事業（通所事業）

児童発達支援事業とは、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業の一つで、障がいのある未就学児等を対象に、通所施設において、日常生活に必要な基本動作や知識などを習得するとともに、集団生活や社会生活に適応するために必要な支援を行うものです。集団で活動するプログラムを基本としつつ、家族と一緒に受けるプログラムや、本人の状況によりPT、OT、ST等の個別訓練を組み合わせて実施します。また、センターでは個人の状況や家族の希望等により以下の取組みを行います。なお、当該事業を利用するための送迎は原則家族が行うこととします。

- ・給食の提供

- ・家族支援、ペアレントトレーニング、家族向けグループワーク・情報交換会
- ・個人面談（長期休暇期間等）、困りごと等についての個別相談を行う等

ア 対象

発達等に支援が必要な2歳以上の子ども

イ 職員配置（資格等）

児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、PT・OT・ST、栄養士兼調理員

ウ 実施日数

「発達支援事業におけるクラス編成一覧」参照

ii) 外来訓練クラス

保育園や幼稚園等に通う子どもを中心に、集団で活動を行いながら、社会性等を身につける訓練を行います。利用する子どもの状況に合わせて、社会性等を身につける訓練（集団訓練）又は個別の訓練（個別訓練）を行います。

児童発達支援事業とは違い、児童福祉法に規定のない事業を市独自に行うもので、障がい福祉サービスの支給決定を受けずに利用することができます。体験的に療育を受けられるクラスとして設定するもので、活動を通して子どもの発達状況の理解を促すとともに、子どもとの関わり方を学んでもらうため親子通園を基本とします。

ア 対象

発達等に支援が必要な2歳以上の子どもとその保護者

イ 職員配置（資格等）

児童指導員、保育士等、PT・OT・ST

ウ 実施日数

週1日

◇発達支援事業におけるクラス編成一覧

クラス	A 外来訓練クラス	B 並行通所クラス	C 週5日通所クラス	D 個別指導クラス	ぱる(参考)
内容	法内サービスへのつながりやすさを配慮し、法外の通所でのプログラムを提供	並行通所の方や、外来訓練により療育の必要性があると判断された方等を対象とする療育。必要性に応じ週1日～2日の実施	幼稚園・保育園の通所が難しい子ども等を対象に、週5日の療育を実施	特にPT、OT、ST等の個別の指導が必要な子ども(他の児童発達支援事業所の通所者等)	グループ療育を基本に、個別指導の経験も重ね、子どものペースに合わせた発達を促すプログラムを提供
主なプログラム	外来訓練(集団) 外来訓練(個別)	集団指導 給食 個別指導(月1)	集団指導 給食 個別指導(月1)	理学療法 作業療法 言語療法	集団指導 プール療育 個別指導
対象	2歳児～5歳児とその親 困りごとがあるが支給決定を受けてない児童(法外)	2歳児～5歳児 児童発達支援の支給決定児童(知的・発達・身体)	2歳児～5歳児 児童発達支援の支給決定児童(知的・発達・身体)	2歳児～5歳児 児童発達支援の支給決定児童(知的・発達・身体)	0歳児～5歳児 児童発達支援の支給決定児童(知的・発達・身体)
通所回数	集団:週1日(半日) 10:00～12:00 個別:週1日60分	集団:週2日 14:30～16:30 +個別指導あり	週5日 10:00～14:30 +個別指導あり	週1日 60分	集団:週1日 プール:週1日(希望者) 個別:月1日程度(希望者)
実施日	集団:週2日 個別:週1日	週4日	週5日	週2日	集団:週4日 プール:週1日 個別:月8日
登録定員 1日定員	登録20名(集団12名・個別8名) —	登録14名 7名/日	登録7名 7名/日	登録12名 6名/日	登録80名 20名/日
主な部屋	通所指導室1	通所指導室2	通所指導室3	PT・OT室 相談室	早期療育室 療育相談室(個別指導)
面積	32.94㎡	31.51㎡	30.94㎡	54.18㎡ —	85.42㎡ 28.47㎡
種別	法外	児童発達支援(センター)			児童発達 (センター外)

iii) 学齢期対象事業

学校生活に支援が必要な子どもが、授業の終了後や学校がない日に、様々な活動を通じて基本的な日常生活動作や友達との関わり方等を学ぶことにより、成功体験の積み重ねや自己肯定感を育めるよう、通学している学校と連携しながら、子どもの発達や障がい等に合わせたコミュニケーションスキルやソーシャルスキルのトレーニング等を行います。

ア 対象

発達等に支援が必要な小学生・中学生・高校生

イ 職員配置(資格等)

心理士等

ウ 実施日数

月1～2回程度

③地域支援事業

i) 保育所等訪問支援事業

保育園や幼稚園等で集団生活を送ることが困難な子ども等に対し、家族からの依頼に基づき、本人の特性に応じた支援を行います。保育園等で訪問支援員が集団活動に加わりながら、子どもの特性等に合わせて、環境や活動の手順を調整したり、最善の環境設定や関わり方を保育園等が自ら考えていけるよう、スタッフを間接的に支援します。

ア 対象

保育園・幼稚園等に通っている発達等に支援が必要な子ども

イ 職員配置（資格等）

心理士、保育士等

ウ 実施日数

保護者の依頼等に応じた必要な日数

ii) 保護者支援・研修・啓発事業

発達に遅れやかたよりのある子どもを育てる家族を対象に、子どもへの関わり方を学ぶペアレントトレーニングや、家族へのカウンセリング、きょうだい向けの取組み、保護者会のフォロー等を行います。

また、市・保育園等の職員を対象として、支援者研修等を行うとともに、児童の発達に関する講演会や学習会を開催し、センター利用者だけでなく、広く市民へ情報を発信し知識の普及及び啓発を行います。

さらに、地域の障がい理解を深めるために、ホームページや広報等での情報提供、地域住民向けの講演会等を行います。

ア 対象

保護者、きょうだい、市や保育園等の職員、地域住民

イ 職員配置（資格等）

保育士、心理士等

ウ 実施日数

年1回程度

iii) 巡回相談事業

心理士、言語聴覚士等が保育園、幼稚園、学童クラブ等を定期的に巡回し、職員に対して、支援を必要とする子どもへの関わり方や環境調整に対するアドバイスをを行います。また、子どもの発達や困り事の理解を深め、職員の障がい児に対する理解、対応等のスキルアップを行います。

現在、児童青少年部等の各課で行っている事業を1本化し、市内の保育園や学童等の統一的なスキルアップや課題の共有化を図るとともに、相談情報の集約、活用等を行うことを検討します。

ア 対象

保育園、幼稚園、学童クラブ等の職員等

イ 職員配置（資格等）

心理士、言語聴覚士等

ウ 実施日数

年3回程度（各施設）

iv) 連携事業

関係機関と職員同士の情報交換や交流等を行える環境づくりを行い、必要に応じ家族等も含めた連携づくりを行います。連携のための会議を随時又は定期的に開催するとともに、関係機関からの指導内容等に関する相談に対して助言を行います。

ア 対象

子どもを支援する関係機関のスタッフ等

イ 職員配置（資格等）

相談支援専門員、社会福祉士、保育士等、PT、OT、ST

ウ 実施日数

必要に応じて随時実施する。

◇連携のための会議（案）

関係機関等と連携を図るため、以下の会議体の設置を検討します。

① 本人・家族が主となる会議

会議の種類	目的	参加機関
ケース会議	複合的な問題や困難を抱えている個別のケースに対し、関係者や専門家等が意見を交えることにより支援方法を検討するための会議	本人（子ども、家族等）やケースに関わっている関係者及び関係機関、必要に応じて専門家ほか

②-1 関係機関が主となる会議（支援情報等の引継ぎ）

（仮）移行支援会議	ライフステージ（入園、就学、卒業時等）ごとの支援情報等の引継ぎを行うための会議	健康推進課、福祉相談課、子ども家庭支援センター、児童相談所、保育園、幼稚園、小、中、高等学校、教育支援センター、相談支援専門員、就労支援センター、大学ほか
-----------	---	---

②-2 関係機関が主となる会議（スキルアップ・連携強化）

（仮）実務者連絡会	子ども・保護者の支援に職員による意見交換、スキルアップ、連携を深めるための会議	子どもの発達に関わる保健、医療、子育て、福祉機関（事業所を含む。）で実際に子ども・保護者の支援に関わる職員
（仮）ネットワーク会議	子どもの発達に関わる保健、医療、子育て、福祉の機関の連携を深めるため、情報共有や研修等を行う会議	子どもの発達に関わる保健、医療、子育て、福祉機関（事業所を含む。）の管理者ほか

◇複合施設内及び関係機関との連携方法と情報連携

複合施設のメリットを活かし、保護者や本人の同意等、法令に基づく適切な管理のもと、支援情報などを伝達・共有する際のルールを定めて一元化・共有化することで、複合施設間及び関係部署、関係機関で適切に役割を分担しながら切れ目のない支援を行っていきます。

情報の伝達・共有にあたっては、漏えい等の確実な防止を図るとともに、利用者に係るデータを一元管理し、各センターが情報を閲覧、追記、更新、修正等ができるような運用とすることで、利用者の負担軽減や効率的な業務の運営、職員間・センター間の円

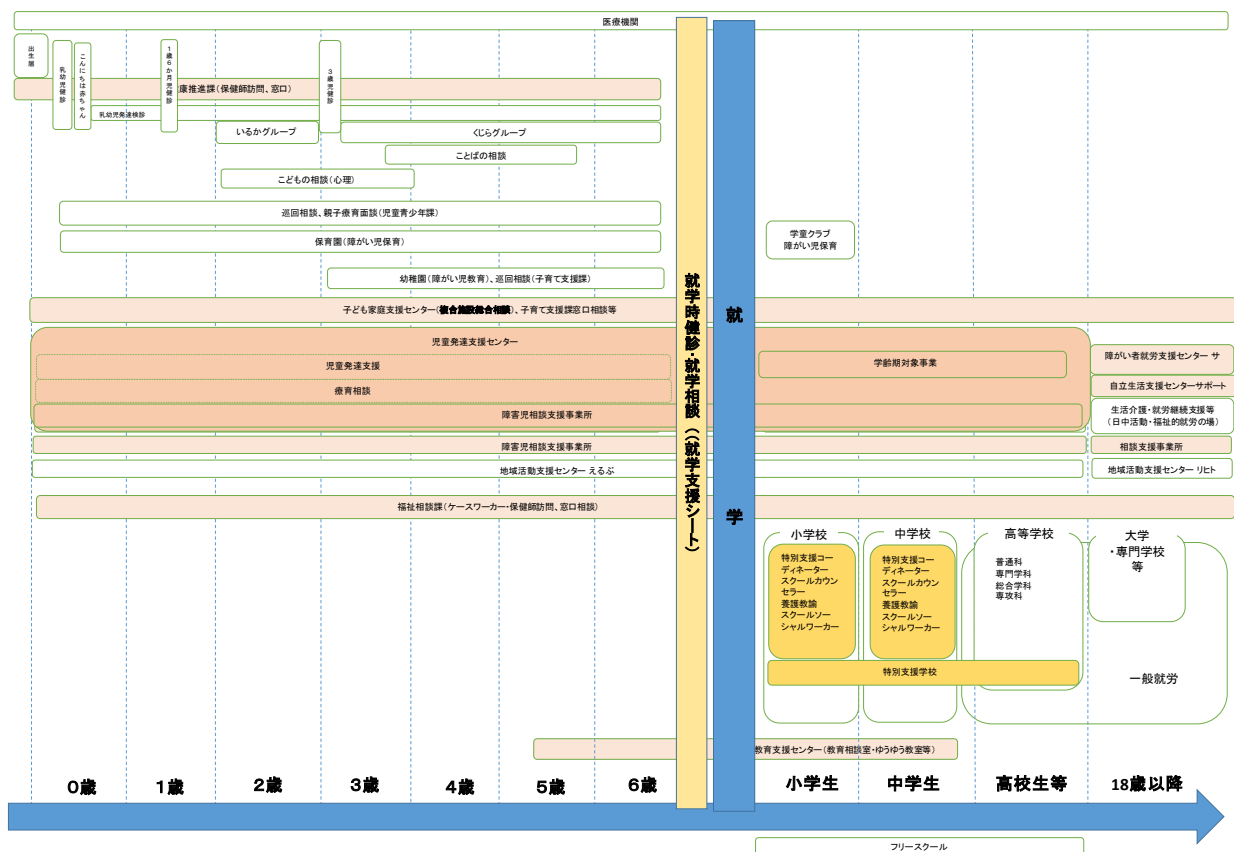
滑な情報共有を図ります。

◇ライフステージに沿った支援内容の引継ぎ

センターで行う通所事業は就学前の子どもを、相談事業は18歳未満を対象としています。このため、センターが支援を開始する際に、健康推進課や保育園・幼稚園等から必要な情報を引き継ぐとともに、就学、就職、通所事業所の利用へつなげる場合には、利用する子どもの課題やセンターで行った支援内容等を、ライフステージに沿って、本人、家族の同意を得て、次の支援機関に適切に引き継ぐものとします。

センターは、以下の図のように様々な関係機関と連携をとって支援を行います。特に、複合施設各施設（子ども家庭支援センター、教育支援センター）の他、健康推進課、相談支援事業所、障がい児相談支援事業所、自立生活支援センターサポート、就労支援センターサポートとは、必要に応じて情報の共有や、支援内容の引継ぎ等を行い連携して支援を進めます。

◇発達支援に関する関係機関と事業等（センター創設後）



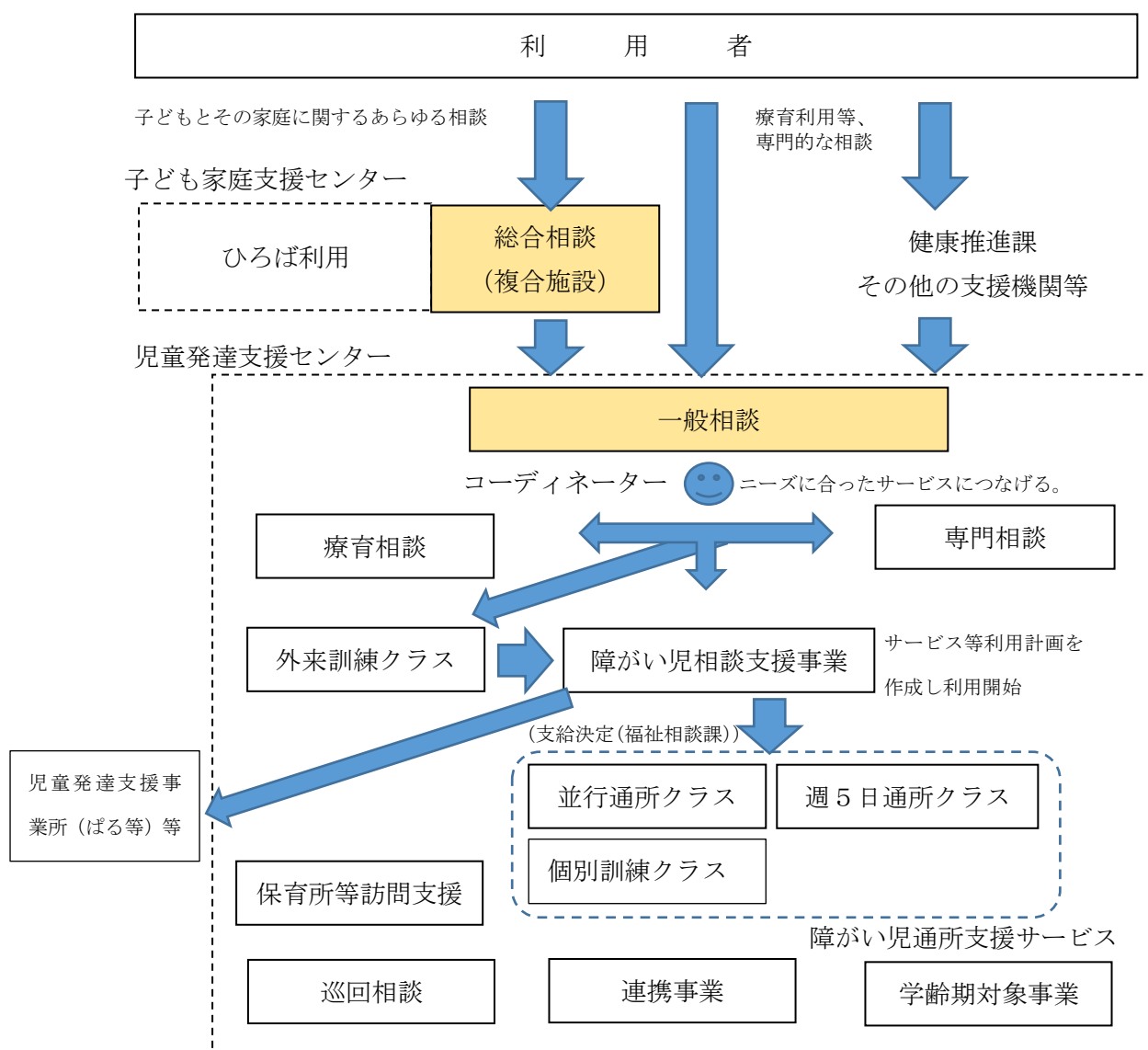
5 センターの利用の流れ及び療育方針等の決定

(1) センターの利用の流れ

発達に関する相談は内容が多岐にわたるため、相談のしやすさを考えて複合施設の総合相談で行います。療育の利用等内容が決まっている場合や専門的な相談は児童発達センターの一般相談を利用できます。

コーディネーターは、一般相談の内容や保護者等の希望等も踏まえ、子どもの状況に合わせて、センター等で実施するサービスや相談等につなげます。障がい児通所支援サービスを利用する場合は、障がい児相談支援事業を利用し、サービス等利用計画の作成が必要となります。

◇センター利用の流れ

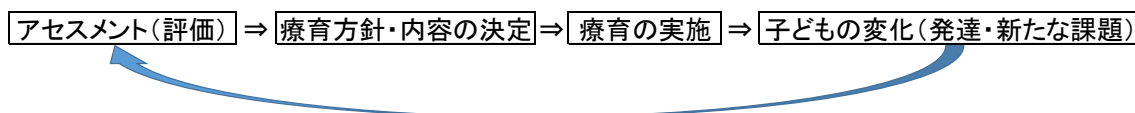


(2) 療育方針等の決定

センターにおける療育の実施にあたっては、子どもの状況や療育の必要性等をアセスメント（評価）し、方針、内容等を決定します。その後、療育を受けるうちに子どもの課題がはっきりしてきたり、子どもの発達状況等が変化してきた時は、再度アセスメント（評価）を行い、新たな療育方針、療育内容（クラスやプログラムの内容等）を決定、実施していきます。

療育内容の決定、変更に関しては、基本的には、センター長、コーディネーター、児童発達支援管理責任者の3人チームで行うほか、必要に応じて看護師、PT・OT・ST、保育士、子ども家庭支援センター職員、教育支援センター職員、医師等の参加を要請して検討の機会を設ける等、複数の視点でその子どもにあった支援内容を検討していきます。

◇療育の実施の流れ



6 開設までのスケジュール

今後も、引き続き平成32年度の（仮称）狛江市子育て・教育支援複合施設の新設に向けた準備等を進めていきます。児童発達支援センターの開設までには、設計・施工等の施設整備、条例等の検討のほか、プロポーザル方式による、運営事業者の選定、当該運営事業者と事業計画に沿った事業内容、職員配置等の最終調整、必要な人員の確保等運営開始に向けた準備を進めていきます。

◇開設までのスケジュール

